

はじめに

日本の労働運動では労働組合の団体交渉の機能も交渉の技術も軽視されています。

労働組合の活動として政治闘争・共済活動・教育活動の重要さが説かれますが、その活動と機能のなかでもっとも重要なものが賃金・労働条件などの決定を基礎とする経済闘争にあることはよく知られているところです。この意味でも、労働組合が団体交渉を軽視するということは、自らの権利とその主要活動を放棄することです。

労働者が、その相手の「使用者が団結する自由」をも尊重し、同時に「労働者の団結する自由」をなによりも大切にして、団体交渉を介して集団的労使関係を築くことは、労働者が幸せに生きるための「人間宣言」だったはずです。

労働組合を労働者のものとして存続させるには、労使関係に対して政府も使用者も、政党も、すべての団体も、その介入、交渉を許さない、この団体交渉を媒介とした団結自治のルールを労働者